みなかみ町再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例の事務手続きフロー

事　業　者	事務局（地域整備課）	町各課・関係機関	審議会（第19条）
事前協議（第12条）			
事前協議書の提出（様式第６号） 正本１部・副本19部	提出書類の確認 意見照会	提出書類の確認 意見書の提出	
確認・調整	意見集約書 の送付		
意見回答書 の提出	意見回答書の確認 意見照会	意見回答書等の確認 意見書の提出	
事業計画の変更	審査指示書の送付		
審査指示事項報告書 の提出（様式第８号）	報告書の確認		
事前協議取下書・変更届 の提出（様式第9･10号）	提出書類の確認		
	事前協議完了 の連絡		
予告標識の設置・報告書 の提出（様式第12･13号）	報告書の確認		
説明会の開催・報告書 の提出（様式第15号）	報告書の確認		
	事前協議終了通知書 の交付		
許可の申請（第10条）			
許可申請書の提出 （様式第１～３号） 正本１部・副本43部	提出書類の確認 意見照会	提出書類の確認 意見書の提出	
事業計画の変更	指導・助言書又は 勧告書の送付		
事業計画の変更書類 の提出	変更書類の確認		
	許可申請の最終調整 の連絡		
審査手数料の納付 （第30条）	審査手数料の納付確認		
	審議会へ付議		審査（規則第６条） 審議会の開催 審査結果の答申
	許可又は不許可 通知書の交付		
変更許可の申請（第14条）			
変更許可申請書の提出 （様式第17号） 正本１部・副本43部	提出書類の確認 意見照会	提出書類の確認 意見書の提出	
	変更許可申請の最終調整 の連絡		
審査手数料の納付 （第30条）	審査手数料の納付確認		
	審議会へ付議		審査（規則第６条） 審議会の開催 審査結果の答申
	許可又は不許可 通知書の交付		
工事着手の届出（第16条）			
許可標識の設置 （様式第20号）			
着手届出書の提出 （様式第21号）	届出書の確認		
工事完了の届出（第17条）			
完了届出書の提出 （様式第22号）	届出書の確認 現場確認		
	確認済書の交付 （適合のみ交付）		
地域承継の届出（第28条）			
地域承継届出書の提出 （様式第28号）	届出書の確認		
発電終了の届出等（第29条）			
発電設備の撤去・適正処分 原状回復の措置			
発電事業終了届出書の提出 （様式第29号）	届出書の確認 現場確認		

手続き詳細内容

＜手続きの詳細＞

①予告標識を設置又は変更した日から起算して３日以内に報告書を提出する。（様式第13･14号）
②予告標識を設置した日から起算して14日以内に説明会を開催する。（第13条）
③説明会を開催した日から起算して７日以内に報告書を提出する。（様式第15号）
④地域住民等と協議をしたときは、７日以内に報告書を提出する。（様式第16号）
⑤審議会は、開催日から起算して60日前までに許可・変更許可申請があったものを調査審査する。（規則第６条）
⑥審査手数料は、１件につき３万円とする。（第30条）
⑦完了した日から起算して10日以内に届出書を提出する。（第17条）

＜命　令＞　（第21条）

勧告に正当な理由なく従わない場合は、以下を命ずることができる。
①事業の中止
②工事その他の行為の停止
③原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずること

＜許可の取消し＞　（第22条）

以下の場合、許可の取消しとなる。
①偽り又は不正な手段で、許可を受けた場合
②許可を受けた日から起算して１年を経過する日までに、当該許可に係る事業に着手しなかった場合
③許可を受け、事業に着手した日後１年を超える期間引き続き事業を行っていない場合
④命令に違反した場合
⑤その他、町長が認めるとき

＜公　表＞　（第24･25条）

許可取消しや命令をしたときは公表する。
公表したときは、以下の事項を国又は県へ通知する。
①氏名及び住所
②取消し又は命令の内容

＜地位の承継＞　（第28条）

許可を受けた事業者又は土地所有者等からその地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に地位承継届出書を提出する。

＜発電終了の届出・適正処分等＞　（第29条）

①売電事業を終了する10日前までに届出
②事業者は、関係法令に基づき設備を速やかに撤去、適正に処分する。
③発電事業者及び土地所有者等は、事業区域を原状回復する。